

答 申

第1 審査会の結論

行政文書の開示請求に対する宮城県知事の決定のうち、次の行政文書を保有していないとする部分は、妥当である。

川崎町大字前川地域内における一級河川前川の河川区域等に係る砂利採取計画認可に係る行政文書

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成11年12月24日に、「川崎町大字前川地域内における一級河川前川の敷地範囲、砂利採取計画認可、工事許可書等河川管理に関する一切の書類、図面等（松葉森山地区、火の塚山地区、六方地区内）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
  - (1) 農業用施設災害復旧事前協議 昭和56年災（腹帯頭首工）
  - (2) 河川占用許可申請 昭和56年災（腹帯頭首工）
  - (3) 河川占用更新許可申請（腹帯頭首工）
  - (4) 届出書（慣行水利権）（腹帯用水組合）
  - (5) 河川占用更新許可申請・許可台帳（桑園出入通路）
  - (6) 土地境界確定図
  - (7) 河川保全区域の行為の許可（平成7年2月17日付け第1294号）
  - (8) 河川保全区域の行為の許可（平成9年10月27日付け第1097号）
  - (9) 無許可による河川堤防の築堤（指示書）

- (10) 橋梁架換えについて（腹帯橋）
- (11) 河川占用更新許可申請（腹帯橋）

なお、「砂利採取計画認可」に係る行政文書は、存在しなかった。

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち(6)及び(9)の一部を除いて開示し、「砂利採取計画認可」に係る行政文書については保有していない旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、本件行政文書の一部について開示をしない理由を次のとおり付記するとともに、「砂利採取計画認可」に係る行政文書については保有していない旨を備考欄に記載して、平成12年1月21日、異議申立人に通知した。

イ 条例第8条第2号に該当する。

個人に関する情報で特定個人の氏名、住所、電話番号、印影等が含まれているため。

ロ 条例第8条第3号に該当する。

法人その他の団体に関する情報で、公開することにより、その団体の正当な利益が損なわれると認められる情報が含まれているため。

- 3 異議申立人は、平成12年2月3日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、砂利採取計画認可に係る行政文書を保有していないとする部分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 砂利採取計画認可の有無も含めて、文書を保有していないとする理由が不

明であるが、現地及び各種地図帳等により、砂利が採取されたことは明らかである。林班図等には、「砂利採取場」の記載がある。

(2) 当該地は、既にマスコミ等により報道されているように、町有地を業者が違法に使用してきたものである。違法許可に対して、どのような方法で解決するのか見解を問いたい。

(3) 許認可の条件として、権原を証明する申請書類が要求されている。当該地は、その面積が広大（5ヘクタール以上と推測される）であり、町有地であり、農業振興地域内であり、農地である。また、一級河川に接続している。

それぞれ厳しい法の網のかけられた制限の強い土地である。現地は、一級河川と国道457号線に挟まれており、位置関係も明確である。申請書類を審査すれば、一目瞭然で違法な申請であることが確認できる。

(4) 河川敷から大量の砂利を採取したことにより、上流との落差が5m以上あり、水害により護岸工事等に多くの税金が使用されてきた可能性がある。白然環境も大きく変化したと推定される。

(5) 保存年限が10年と規定されており、文書を保有していないとするならば、違法許認可に対してどのような方法で調査をすべきなのか問いたい。

(6) 例えば、「県政オンブズマン室」が設けられているが、対象となるのは、「1年以内の個人に対する相談等」であり、本件のような公益に関する行政行為は対象とはならない。

(7) 以上のことから、本事案について対象文書を保有していないとするならば、許認可権を有する実施機関において、違法許認可調査されるべきであるとの意見を陳述致したい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

砂利採取計画認可に係る行政文書は、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）により保存年限を10年と規定している。本件開示請求の時点では、平成元年度以降の砂利採取計画認可に係る行政文書及び保存年限が経過したもののうち保存年限を延長している一部の砂利採取計画認可に係る行政文書を保存していた

が、当該保存文書中には、本件開示請求の対象となる地区内における同認可に係る行政文書は存在せず、本件開示請求の対象となる行政文書は保有していないことを確認した。

このため、本件開示請求に係る行政文書のうち、砂利採取計画認可に係る行政文書以外のものについては、条例に基づき部分開示決定とするとともに、砂利採取計画認可に係る行政文書については保有していない旨行政文書部分開示決定通知書の備考欄に記載し、開示の際にその理由について口頭で説明を行ったものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 異議申立ての対象となった本件処分に係る行政文書等について

#### (1) 砂利採取計画認可について

砂利採取業者が砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る河川管理者）の認可を受けなければならないとされており、当該認可を受けようとする砂利採取業者は、同法第18条の規定に基づき、採取計画認可申請書に砂利の採取計画等に関する規則第3条第2項に定められた書類等を添附して、都道府県知事又は河川管理者に提出することとされて

いる。

(2) 砂利採取計画認可に係る行政文書について

川崎町大字前川地域における一級河川前川の河川区域等に係る砂利採取計画認可権者は、河川管理者である宮城県知事であると認められ、異議申立ての対象となった本件処分に係る行政文書は、砂利採取法等の諸規定に基づく事務手続から判断すると、当該河川区域等に係る採取計画認可申請書（添附書類を含む。）及び砂利採取計画認可書（以下「本件認可文書」という。）であると考えられる。

なお、採取計画認可申請書及び砂利採取計画認可書（以下「砂利採取計画認可文書」という。）の整理・保存については、砂利採取法等に定めがないことから、実施機関においては、文書規程の規定に基づき事務処理していると認められる。

3 本件認可文書の存否について

文書規程に基づく文書分類表により、砂利採取計画認可文書は、「砂利採取認可」として保存年限10年と定められていることが認められる。

このことから、本件開示請求時点において保存されている行政文書は、原則として、平成元年度以降の申請に基づく砂利採取計画認可文書であると認められる。

以上のことを踏まえ、当審査会が事情聴取等の調査を行ったところ、次の理由により、実施機関は本件認可文書を保有していないと認められる。

イ 本件開示請求に係る河川区域等において砂利採取計画認可が行われたかどうかは不明であるが、実施機関が、文書規程の規定に基づき保有している平成元年度以降の砂利採取計画認可文書及び保存年限の経過したもののうち保存年限の延長が必要であると認めて保存している砂利採取計画認可文書を調査したところ、本件認可文書の存在は確認できなかったこと。

ロ 当審査会の調査においても本件認可文書の存在を確認できなかったこと。

なお、当審査会は、本件認可文書の可否について判断を行うものであり、前

記第3の2の異議申立人の主張の適否については、当審査会の判断する内容ではない。

#### 4 結論

以上のとおり、行政文書の開示請求に対する実施機関の決定のうち、本件認可文書を保有していないとする部分は、妥当である。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

#### 別紙

##### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12 . 2 . 23	諮問を受けた。(諮問第86号)
12 . 3 . 10	異議申立人から意見書を受理した。
12 . 3 . 14 (第135回審査会)	事案の審議を行った。
12 . 4 . 14 (第136回審査会)	実施機関(河川課)から開示決定等の理由を聴取した。
12 . 6 . 2 (第139回審査会)	事案の審議を行った。
12 . 6 . 23 (第140回審査会)	事案の審議を行った。